

報告 1 2

和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

令和4年10月7日

長与町長 吉 田 慎 一

専 決 処 分 書

和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

1 和解及び損害賠償の相手方

住所 長崎県長崎市船石町

氏名

2 事故の概要

(1) 事故発生日時

令和4年9月6日 午前1時00分頃

(2) 事故発生場所

長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷34番地1

(3) 事故の状況

上記事故発生場所に設置していた長与町管理の防犯灯が台風11号の影響により倒壊し、付近に駐車していた相手方の車両に接触したことにより車両の一部を損傷させたもの。

3 和解の内容

本町は、相手方に対して、下記4の額の損害を賠償する。

なお、相手方は、本件事故に係るその余の請求を放棄し、本件損害賠償のほか、本町と相手方との間には、一切の債権債務関係がないことを確認する。

4 損害賠償の額

170,368円

令和4年10月3日

長与町長 吉田 慎

